

ニセコ町 まちづくり基本条例

**Niseko Town
Machizukuri (District enhancement)
Basic Ordinance**

ポケット版



北海道ニセコ町

○条例制定

平成12年（2000年）12月27日

二セコ町条例第45号

[平成13年（2001年）4月1日施行]

○一部改正①

平成17年（2005年）12月19日

二セコ町条例第28号

（本条例の規定による一次見直し）

○一部改正②

平成18年（2006年）3月22日

二セコ町条例第1号

（助役による収入役事務兼掌）

○一部改正③

平成19年（2007年）3月16日

二セコ町条例第11号

（助役から副町長への変更）

[平成19年（2007年）4月1日施行]

○一部改正④

平成22年（2010年）3月18日

二セコ町条例第5号

（本条例第57条の規定による二次見直し）

[平成22年（2010年）4月1日施行]

【条例全体を通じての解説】	P1-2
前文	P3-4
第1章 目的(第1条)	P5
第2章 まちづくりの基本原則 (第2条—第5条)	P6-9
第3章 情報共有の推進(第6条—第9条)	P10-14
第4章 まちづくりへの参加の推進 (第10条—第13条)	P15-22
第5章 コミュニティ(第14条—第16条)	P23-25
第6章 議会の役割と責務 (第17条—第24条)	P26-37
第7章 町の役割と責務 (第25条—第35条)	P38-49
第8章 計画の策定過程 (第36条—第39条)	P50-58
第9章 財政(第40条—第45条)	P59-66
第10章 評価(第46条・第47条)	P67-68
第11章 町民投票制度(第48条・第49条)	P69-71
第12章 連携(第50条—第53条)	P72-75
第13章 条例制定等の手続(第54条)	P76-78
第14章 まちづくり基本条例の位置付け等 (第55条・第56条)	P79-80
第15章 この条例の検討及び見直し(第57条)	P81-82

【条例全体を通じての解説】

○「自治基本条例」としての性格とは

本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものです。今後この概念を自治のさまざまな実践の中で定着させていくことが、最も重要です。

○基本条例の制定理由とは

本町では、これまでのさまざまな取組みを法令で裏打ちするために本条例を制定しました。条例制定は自治の実践が基盤にあってこそ可能であると考えます。

○町民憲章との違いは

本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特にわたしたち町民の権利を明示し保護する点、並びに、わたしたち町民が権力機構に向けた規範である点で、従来の町民憲章とは性質を異にするものです。

【条例全体を通じての解説】

○「育てる条例」としての位置づけとは

本条例は、時代や社会経済の状況に応じ、わたしたち町民で「育てていく条例」です。

○条例に罰則は

本条例は自治の基本となるものです。条例の実効性は、わたしたち町民自らが実践することにより保つものであり、そこにおいては罰則を必要としていません。

○本条例の運用により何が変わる

いままでの二セコの実践や取組みを法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮します。

○条例の意図とは

本条例の制定意図は、まちづくりのための基本的な考え方や仕組みを定めるものです。自治の理念を町の姿勢として明確に持つためのものです。

(前文)

ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよここびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

Introduction

Niseko Town and its district have benefited greatly because of the efforts of our predecessors, their love of this land and their devotion to the districts environment and the districts development. It is largely due to the visions and the wisdom of these people that we have the Niseko we enjoy today.

We, as citizens of this beautiful yet naturally harsh environment, have a duty to uphold what has been created for us, whilst continually moving forward to the future, creating a town and district that is not only sustainable but a place we can be proud to call home.

Machizukuri is made possible through the encouragement and implementation of individual citizen's idea's and by giving individuals the opportunity to make a difference in the district's future, this is a move away from a future that is dictated to us, it is our opportunity to create a brighter more enjoyable future, enriched with pride achieved through a more hands on approach to governance. It is this hope that is the driving reason behind the creation of this Ordinance of Machizukuri.

前文

【解説】

これまでの町の取組みの一つひとつが「自治」への歩みであり、これを「情報共有の実践により『自治』の実現を学んだ」という表現で前文に落とし込んでいます。わたしたち町民が主体のまちづくりについては、過去の日本では、行政「サービス」の名の下に、「公共サービス＝すべて行政がやること」と勘違いされてきた歴史があります。

さまざまな公共課題の解決は、本来わたしたち町民自身が主体的に考え、実行しなければなりません。前文中にある「町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる『自治』とは、こうした町民主体のまちづくりを意味しています。本条例は「まちづくりの主体は町民である」との住民自治の原点を立法事実とし、行政（役場）の役割を明確にし、住民自治を将来にわたって実行するために制定されたものです。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち市民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

Article 1 – Purpose

The purpose of the ‘Machizukuri’ ordinance (Town/District enhancement scheme) is to outline and clarify the conceptual structure of Machizukuri and the rights and the responsibilities of the citizens of the district in relation to moving towards the ultimate goal of a more autonomous, self-governed society.

【解説】

ここでいう「自治」とは、自治の本旨（憲法第92条）である住民自治と団体自治の両側面を包含します。「まちづくりに関する基本的な事項」とは、情報共有、住民参加を中心とするさまざまな理念、わたしたち市民の権利や責務、制度などをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

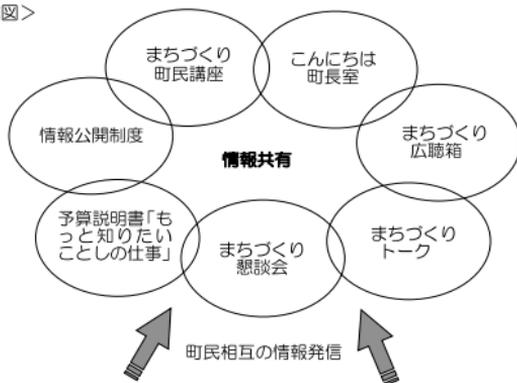
Article 2 – Principles of information sharing

The main principal of Machizukuri is to foster and encourage fresh ideas from the area's citizens at the same time foster and encourage information sharing between the area's citizens in order to achieve a state of autonomy rule in the District.

【解説】

本条は「情報共有原則」の柱となる条項です。情報の共有は、わたしたち町民自らが考え行動する自治のために必要不可欠なものです。

<概念図>



第2章 まちづくりの基本原則

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

Article 3 – Rights to information

Under this ordinance, the area's citizens are entitled to obtain access to information in relation to town works, this information can be obtained on as required individual basis.

【解説】

いわゆる情報への「アクセス権」を町民の権利として明示しました。情報取得の機会均等により、誰もが対等な立場でまちづくりのための議論ができることを目的としています。



まちづくり町民講座の様子

第2章 まちづくりの基本原則

(説明責任)

第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。

Article 4 – Accountability

The Town, will in relation to all administrative tasks, town planning, town works, associated processes, ensure that all pertaining details and the results of projects, are clearly communicated to citizens in a simple to comprehend and a timely and concise manner.

【解説】

前条における町民の権利と共に、町の説明責任を規定しました。町は、わたしたち町民からの信託を受けて仕事をしているのであり、いわば依頼主であるわたしたち町民に仕事の内容を具体的に説明する義務があると考えます。本条が及ぶ範囲は広く、町の仕事の計画段階から財政上の情報などまちづくりの諸活動の成果までを想定しています。

第2章 まちづくりの基本原則

(参加原則)

第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。

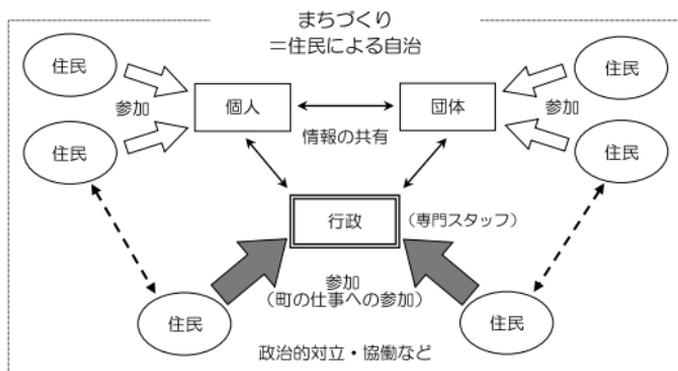
Article 5 – Public participation principle

The Town will protect the Citizens' rights and will encourage Public participation in Planning and in Evaluation processes as well as other aspects of Town Projects.

【解説】

本条は、本条例の基本原則の2点目である「住民参加原則」を規定しました。町が町民の権利を擁護することをここで宣言しています。

<概念図>



第3章 情報共有の推進

(意思決定の明確化)

第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

Article 6 – The clear communication of processes

The Town realizes the importance and is committed to clearly communicating the meanings and reasoning of matters relating to Town politics along with the clear communication of processes related to Town projects to the citizens, in a way that is easily followed and clearly understood.

【解説】

「行政の透明性の確保」を恒常的な姿とするものです。意思決定の過程とは、町長が政策意思を決定するまでの過程、即ち「政策意思の形成過程」全般をいいます。また、町長が町の代表者として「どのような情報や案に基づき」「どのような議論を踏まえ」「どのように考え、いつ、どの時点で判断したか」等の政策決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、住民自治を進める最低限の義務であると考えます。政策意思の決定に当たっては、これらの経過を町民に説明する責務＝説明責任があり、町は積極的にお知らせ、公表、説明等を努めるよう規定したものです。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

Article 7 – The system for information sharing

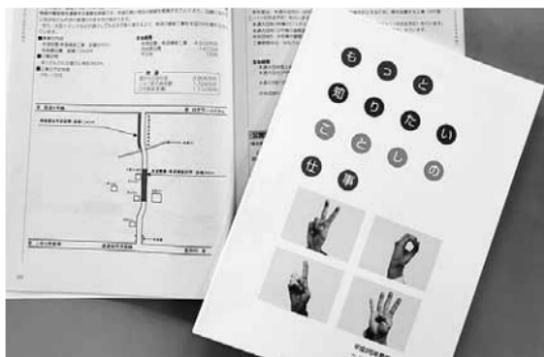
In the interests of smooth transitions into a system that encourages Information sharing between interested parties, the Town has implemented and will adhere to following guidelines.

- (i) The Town will ensure that a process exists where all information relating to council work is in an easy to comprehend format
- (ii) The Town will implement a regular public meeting disclosing details of public works that are to be undertaken by the Town
- (iii) The Town will implement a system where by the provision of access to all council documentation and notation on council business is possible upon request
- (iv) The Town will implement a system where public opinion and suggestions are heard and considered and inevitably make a difference to the area

第3章 情報共有の推進

【解説】

各号は、情報公開条例をその根拠として、『もっと知りたいことしの仕事』（予算説明書）、まちづくり町民講座などの諸制度として運用します。諸制度の内容は、現在実施しているものに限らず、その効果や効率性を考え広く実施の可能性を検討しなければなりません。



町民向け予算説明書
「もっと知りたいことしの仕事」



ファイリングシステム（文書管理）

第3章 情報共有の推進

(情報の収集及び管理)

第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。

Article 8 – Collection and storage of information

The Town will ensure that in the interests of positive Machizukuri, accurate data and information collation is made. This information is to be stored carefully and will be made available for usage and revision quickly and efficiently as required.

【解説】

その時々に応じた的確な情報収集はもちろんのこと、町の将来を考え、町内での話題のみならず町外の話題なども、その時々为社会情勢に応じ広く積極的に収集することをいいます。常に社会経済情勢を広くとらえる視点が必要となり、町民に提供する情報は統一的なものであるべきと考えます。

第3章 情報共有の推進

(個人情報保護)

第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

Article 9 – Protection of personal information

The Town will ensure that measures are taken and enforced to ensure that articles and information that pertains to the Rights and Profits of individuals, are not violated, through collecting, using, offering and controlling private information.

【解説】

「二セコ町個人情報保護条例」を基本とします。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

Article 10 - Rights to participate in Machizukuri

(1) We the Citizens are recognized as key in successful Machizukuri and the Town bestows the right of participation in the enhancement of the District for all.

【解説】

本条では、わたしたち町民のまちづくりへの主体的な参加権を明らかにしています。「参加」は町民の当然の権利であり、責務ではありません。強制されることのない機会均等の参加を保障されることが重要であり、結果的平等に到達するための権利保障を意味するものではありません。



綺羅街道植栽活動の様子

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

(2) We as Citizens of the district will not discriminate against other Citizens on the basis of Nationality, Race, Age, Sex, State of Mind and/or body, or on the basis of social or economic status and we accept that when participating in Machizukuri each individual has equal rights.

【解説】

まちづくりへの参加においては、わたしたち町民が互いに対等の立場であることを明記しました。例えば、身体の障害等により意思表示ができない人なども、他の人と常に対等な立場で参加できることが保障されます。外国籍の町民も、もちろん前項に規定するまちづくりへの参加権を有しています。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。

(3) When the Citizens participate in Machizukuri , the independence and autonomy are respected and there is to be no unjust intervention by the Town .

【解説】

わたしたち町民の基本的な権利として規定しています。

住民自治は、自主性及び自立性が第一に尊重され、日本国憲法第13条に規定する個人の尊厳、幸福追求権に包含されるものとして尊重されるものです。「町の不当な関与」とは、町が組織的に又は第三者を介して、町民個人の暮らしや日常活動に制限を加える等、公共の福祉に基づかず威圧的に関与することです。また、個人の尊厳と幸福追求権は、公共の福祉に反しない範囲で尊重されるものであり、情報の共有化と話し合いにより、協調、協働により進められるべきものであると考えます。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利)

4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。

(4) There is to be no discriminatory action by participants in Machizukuri against non-participants because of non-participation.

【解説】

前項と同様、わたしたち町民の基本的な権利として規定しました。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

Article 11 – Rights for Citizens under the age of 20 years to participate in Machizukuri

(1) The Town gives the right to participate in suitable Machizukuri projects to minors and children under 20 years of age.

【解説】

満20歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となります。このような子どもたちの参加の権利が保障されるべきであると考えています。大人たちによるまちづくりの成果は、子どもたちも直ちに享受するものです。一方で、子どもたちへの刑事罰適用年齢を下げながらも、その政治的な参加を求めている現状があります。罰することを優先させるのではなく、子どもたちの声を大人たちが真剣に聞き、まちづくりに反映させる仕組みが今後の日本には必要であると考えます。子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要であり、そのための仕組みづくりを進めなければならないと考えます。

第4章 まちづくりへの参加の推進

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

(2) In the interests of ensuring the right of participation is enforced in Town planning projects the town will create a policy in line with other rules and regulations.

【解説】

子どもたちの参加は、形式（表面）的または一時的な参加ではなく、日常生活や教育現場の中から恒常的に繰り返されることが重要です。



小・中学生まちづくり委員会の様子

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりにおける市民の責務)

第12条 わたしたち市民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

Article 12 – Citizens' obligation's in respect to Machizukuri

The Citizens realize and understand that they are held in the upmost of respect in relation to area enhancement through the Machizukuri systems and individuals are responsible in whole for their words and for their actions.

【解説】

「総合的視点」とはまちづくり全体を見渡した視野を意味し、わたしたち市民自身がまちづくりの担い手であるという自覚を持った言動をとらなければならないと考えます。



子ども議会の様子

第4章 まちづくりへの参加の推進

(まちづくりに参加する権利の拡充)

第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。

Article 13 – Citizens’ rights in regards to attendance and area progress

The Citizens of the district will respect the freedom bestowed upon us through the Machizukuri system and will respect and foster growth as part of our obligation towards participation.

【解説】

まちづくりへの参加は、わたしたち町民の直接の責務ではありませんが、さまざまな形でまちづくりに主体的にかかわること（参加しようとする事）が、わたしたち町民自らの自治や権利の拡充につながると考えています。

「選挙で投票したから、あとは選ばれた者に任せてある」という白紙委任では、住民自治は発展しないと考えます。

(コミュニティ)

第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。

Article 14 – Community

The term ‘Community’ refers to the citizens that live within the district. It is a grouping that is created by freedom to express ideas and by allowing the citizens to enact their ideas to create a richer lifestyle and closer relations for all.

【解説】

ニセコ町が考える「コミュニティ」とは、旧来の自治会（町内会）組織などの地縁団体のみを指すものではなく、ボランティアなどの目的団体から企業などの営利団体まで広く含めています。さらに、わたしたち町民相互の日常のコミュニケーションもひとつの「コミュニティ」として広く捉え、「つながり」という言葉で多様なコミュニティ（コミュニケーション）の重要性や可能性を表現しています。

第5章 コミュニティ

(コミュニティにおける町民の役割)

第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。

Article 15 – The role of the Citizens within the community

The Citizens of the district realize that an enriched community environment is not possible without their participation, we undertake to understand and accept our role in creating a better community to reside. In addition, we will undertake to protect and grow our community into the future.

【解説】

コミュニティについてのわたしたち町民の努力義務とは何か、コミュニティとはどうあるべきかということの規定しました。「担い手となりうる」という表現は、担い手とならないコミュニティ（反社会的、暴力的集団など）も想定されるため、あえて条文化しています。「守り、育てる」という表現は、わたしたち町民が互いに尊重し合い、少しでも人と人とのかかわりを持てるようなまちづくりを進めるという意味を持ちます。

第5章 コミュニティ

(町とコミュニティのかかわり)

第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。

Article 16 – Town involvement in the community

The Town will respect the independence and autonomy of the community and can provide support to nonprofit and non-religious activities if necessary.

【解説】

コミュニティの活動等は、あくまでも自主性、自立性が尊重されるべきです。「まちづくりの重要な担い手となりうる」コミュニティには、町による一方的な関与はあり得ないこと、そのコミュニティの活動は町からの支援が前提としてあるわけではなく、わたしたち町民自身による活動が中心となるべきことを規定しています。また、ここでの「支援する」とは、広い意味を持っています。補助金、助成金及び物品の提供といった財政的な支援だけでなく、むしろ、まちづくりの専門スタッフ（第27条第2項に規定）である町職員の持ち得る能力（労力、専門的知識や情報等）を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどが支援として重要なことと捉えています。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

第17条 議会は、町民の代表から構成される町の意思決定機関である。

Article 17 – Role of the Assembly

(1) The Assembly is the decision making body of the District and a representative of the people.

【解説】

町議会は、執行機関と同様に民意の代表機関として独立性を有しており、重要な事項についてその意思を決定する役割を担っています。地方分権の進展に伴い、自治体の責任の範囲、条例制定権の範囲や自主課税権の行使の余地が拡大することを考慮すると、意思決定機関としての地方議会と首長の責任は格段に重くなります。これらを総合的に考慮し、町議会を意思決定機関として位置づけました。ここでいう意思決定とは、最終的かつ無限定な意思決定を意味しているわけではありません。

第6章 議会の役割と責務

(議会の役割)

2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。

(2) The Assembly has the authority to watch over and govern all decision making concerning, legislative and administrative activity in the district.

【解説】

議会の役割は地方自治法96条により条例を制定する権限、町の方向性を意思決定する権限、行政活動をチェックする権限があるとする考えに基づき規定しました。地方議会の持つ権能を最大限に評価し、議会の権限として明示したものです。

第6章 議会の役割と責務

(議会の責務)

第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。

Article 18 – Obligations of the Assembly

(1) The Assembly understands its responsibilities as a decision making body and its responsibility to act in the best interests of the enhancement of the district (Machizukuri) into the future.

【解説】

議会は将来のまちづくりのあり方を示し、住民の代表機関として責任をもって活動を努めなければならないと考えます。また、町の発展と住民生活の安心・安全を図り、安定した住民自治のまちづくりを進めなければならない、議会における重要な責務として、将来展望を持った総合的な視野を持った判断、活動が求められると考えています。

第6章 議会の役割と責務

第18条 議会の責務 (2)

(議会の責務)

2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。

(2) The Assembly will undertake wide collections of opinion from throughout the citizens.

【解説】

議会は、町民から広く意見を求め、情報共有化へ向けた取り組みを進め、住民参加による議会活動の基本として町民に開かれた議会としなければならない旨を規定しました。

3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。

(3) The Assembly has an obligation to explain the decision making processes and the results of decision making to the citizens of the district.

【解説】

議会活動において、意思決定における議論の過程を明らかにするとともに、その経過をまとめ、町民にわかりやすく説明し、公表する責務があることを規定しています。

第6章 議会の役割と責務

(議会の組織等)

第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

Article 19 – Organization of the Assembly

The Assembly has the responsibility to ensure that the structure of the Assembly and the number of members in the Assembly is constant in relation to the task of enriching the quality of the District. (Machizukuri)

【解説】

議会の組織及び定数については、地方自治法第91条で市町村議会の議員の定数は条例で定めることとされています。

現在、二セコ町議会の議員の定数は、10人と定めています。これからもまちづくりの視点から議会の役割を考慮し自主的な判断に基づいて決定していくことが望ましいと考えます。

第6章 議会の役割と責務

(議会の会議)

第20条 議会の本会議は、討議を基本とする。

Article 20 – Conferences of the Assembly

(1) The purpose of Assembly conferences is to debate and discuss the articles on hand.

【解説】

議会は住民の代表機関であると同時に、議論し、意思決定をしていく機関でもあります。議会でのオープンな議論の積み重ねが、意思決定過程を透明化にし、住民の意思を反映した決定とすることが可能となるという考えを基に「議論の重要性」について規定しました。



議会開催の様子

第6章 議会の役割と責務

(議会の会議)

2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。

(2) The chair of the conference has the right, to repeat the questions and the opinions of the Assembly, to those that are assembled in the conference.

【解説】

一般に、議会の会議（特に本会議）では、議員による質問、意見の表明があるものの、さらにまちづくりをより良い形で進めるためには、多様な意見と議論が必要であり、説明員との実質的な議論ができない状況を改善する必要があります。説明のため本議会に議長が出席させた者（執行機関からの説明員等）が議員からの質問に答える「1問1答」方式ではなく、双方向の議論ができる仕組みとしての運用を想定しました。また、実際の運用は、議長が会議の状況を見て判断することとなりますが、議論できる仕組みは政策意思決定において、重要な過程であると考えます。

第6章 議会の役割と責務

(会議の公開)

第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。

Article 21 – Opening of conferences to the public

(1) The conferences of the Assembly will be open to public attendance, however there will be occasions when closed door discussion is deemed necessary.

【解説】

議会を町民に開かれた機関とするため、議会での審議過程を明らかにするとともに、町民が自由かつ積極的に傍聴できるような仕組みにする「会議の公開原則」を規定しました。また、地方自治法第115条で議会の会議は原則、公開としていますが、個人情報など日本国憲法第11条における基本的人権を侵すような場合や二セコ町個人情報保護条例の理念に基づき、公開することが適当でない場合には秘密会として例外を認め、非公開とすることができる旨を規定しました。

第6章 議会の役割と責務

(会議の公開)

2 前項ただし書きにより非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。

(2) If a session is deemed best as a closed session then notice of this will be given in advance and the reason behind this decision will be publicized.

【解説】

秘密会を開会する場合に、会議趣旨の透明性を確保することを目的としています。議会の会議が非公開とする場合は、個別具体的に説明できるような理由を公表しなければならないと考えます。説明理由が具体性に欠ける場合には、非公開とすることができません。

第6章 議会の役割と責務

(議会の会期外活動)

第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。

Article 22 – Activity outside the period of conference

(1) The Assembly can arrange a policy conference, during the close of the public conference in order to further investigate and evaluate the content of the conference in the interests of positive Machizukuri.

【解説】

議会は会期中のみの活動に留まらず、会期外活動も積極的に行うことが必要です。議員は、町民の代表者として選ばれたことを自覚し、会期以外（閉会中）においてもまちづくりのために活動しなければならないことを規定しています。

2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。

(2) Any proceedings that take place by the Assembly must be in the interests of self-governance and independence.

【解説】

議員は町民の代表者としての信託を受けたことを自覚し、町政への民意の意思反映を図るため、自主的な活動を進めることを規定しました。

第6章 議会の役割と責務

(政策会議の設置)

第23条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。

Article 23 – Setting of policy conference

(1) In the interests of Machizukuri, the Assembly can initiate a Policy setting conference.

【解説】

地方自治法第109条に基づく特別委員会のひとつとして、政策会議を位置付けました。政策会議の内容、議題は議会の裁量に委ねられますが、まちづくりに関する政策について総合的かつ集中的に自由な議論が可能となります。

2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。

(2) The chair of the conference convenes the policy decision meeting.

【解説】

政策会議の運営は議長に委ねられます。

第6章 議会の役割と責務

(議員の役割及び責務)

第24条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。

Article 24 – Assembly role and obligations

(1) The members of the Assembly as representatives elected by members of the citizens must act in a studious manner and endeavor to work in the best interests of community at all times.

【解説】

議員の資質向上と、公益のための活動原則を規定しました。議員は自らの見識を深め、議会における政策活動を活性化させるために、審議能力、政策調査能力、政策提言能力の向上に努めなければならないと考えます。

2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。

(2) The members of the Assembly should work in the interests of implementing policy and legislative measures that protect the community and enhance the communities' welfare.

【解説】

議員の政策提言能力向上、政策法務活動の活性化への努力義務を規定しました。

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

Article 25 – Mayors Obligations

The Mayor is entrusted by the community as the head of policy procurement and legislative induction into the community and should act in a manner that encourages enhancement of the community. (Machizukuri)

【解説】

地方自治法第138条の2の規定「執行機関の責務」を町長の責務という視点から具体化しました。自治体の代表者として選挙で選ばれた町長は、憲法第92条の自治の本旨（住民自治、団体自治）を具現化し、実行する責任者として本条例に沿って公正に職務を遂行するよう規定したものです。



町長の宣誓の様子

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

Article 26 – Oath upon assuming the mayoral position

(1) The Mayor as head of the district realizes, that his/her appointment to this position is due to the trust bestowed in him/her by the community and under the jurisdiction of the Constitution of Japan and this ordinance agrees to work sincerely and fairly for the expansion of local autonomy within the district.

【解説】

宣誓することにより、町長は町民の信託を受けた自らの地位の重さを認識すること、わたしたち町民にとって町長が何を基本（理念）として自らの仕事を進めるのかを再認識することを目的としています。宣誓には雛形がなく、町長は、自ら考え、自らまとめたことばで町民の前に誓うこととされています。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(2) Regulations outlined in the preceding clause also apply to the Deputy Mayor and the Secretary of Education correspondingly.

【解説】

町長だけではなく、副町長、教育長にも前項を適用しています。わたしたち町民は本条例の趣旨に基づいた行動を特別職がとっているか監視できます。

第7章 町の役割と責務

(執行機関の責務)

第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

Article 27 – Executives obligation

(1) The Town executive is to use its Authority in a fair and sincere manner, when working on matters for the community.

【解説】

地方自治法第138条の2の規定にある「執行機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会など）の義務」を規定しています。町の執行機関は、公正かつ誠実に職務の執行にあたる義務があります。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(2) The staff of the Town should act as ambassadors and set a good example to members of the community in relation to all matters that are related to positive area enhancement. (Machizukuri)

【解説】

町職員は同時に町民でもあり、わたしたち町民相互の連携を図り、町民主体のまちづくりを進める使命を担っています。町職員として誠実かつ効率的に仕事を進めることが当然ではありますが、あえて条文に規定しました。

第7章 町の役割と責務

(政策法務の推進)

第28条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。

Article 28 – Promotion of policy legal affairs

In the interests of and in the realization of community independence, self-governance legislation and ordinance interpretation should be carried out in a manner that is positive and productive so as not to hinder advancement in the community by the Town.

【解説】

地方自治の本旨（憲法第94条）である条例制定権を有効に活用し、自治体自らで法律を解釈し、運用させ、条例を制定改廃する活動を自治体の明確な権利と捉え、より積極的に運用していくために規定しています。

(危機管理体制の確立)

第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。

Article 29 – Crisis management system establishment

(1) The Town will support and provide assistance to the citizens, enterprise and related services and act as a link in the event of a civil emergency.

【解説】

防災体制の確立をまちづくりの基本とするために規定しています。防災体制の他に、事件、事故などの不測の緊急事態に対する組織的な対応体制の確立も目指します。

2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。

(2) The Town is responsible for the citizens' safety, lives and safety of life in the event of a civil emergency as well as the establishment and upkeep of a system that operates efficiently in the event of a disaster and so on.

【解説】

緊急時において相互に助け合って、危機を克服しなければならないという考えの下、不測の事態に備えるため、普段から相互連携を深められるよう規定しています。

(組織)

第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。

Article 30 – Organization

The Town organizational structure will be set out in such a way that it is easy to comprehend by members of the community and will ensure that the organizational chart is functional and is in line with the social and economic situations of the time.

【解説】

どのような組織体制が町民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかということを執行機関は常に念頭に置き、柔軟に組織の編成を考えていかなければならないため、本条を規定しています。

第7章 町の役割と責務

(審議会等の参加及び構成)

第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

Article 31 – Participation and Structure in council

(1) The Town will ensure that active participation is made by Investigative Councils and Examinational Authorities and other such related organizations.

【解説】

公募委員が全委員に占める割合などは状況によって判断されるべきことであり、一律に決めるべきことではないと考え、規定しています。公募を常とする運営そのものが重要と考えます。

2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。

(2) The town will ensure that gender balance is maintained when compiling members for investigative councils and examinational authorities.

【解説】

一方の性に偏らないとしたのは、男女という区分に拘らず、社会のあらゆる多様性を享受しようとするものであり、構成を均等化することで、多様な意見を審議会に反映させることを狙いとしています。

第7章 町の役割と責務

(意見・要望・苦情等への応答義務等)

第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。

Article 32 – Response obligations of opinions, requests and complaints

(1) The Town will ensure that opinions and requests and complaints from the citizens are dealt with quickly and in an appropriate manner and that a response is made.

【解説】

町が応答するものは、「苦情」ではありません。意見、要望などと共に、町民相互の声に総合的に応答する姿勢や仕組みが重要です。

第7章 町の役割と責務

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。

(2) The Town will ensure before a response is made, that the meaning of a request or complaint request has been satisfied. The Right to utilize this response medium, by the public is upheld at all times.

【解説】

不利益処分を受けた者が当然の権利として権利保全の申し出ができることを保障することが主眼となっています。「苦情」が法制面でも正面から問題とされてこなかった経緯を踏まえ、具体的に明文化しました。

3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

(3) The Town will ensure that all correspondence records are kept in relations to the above 2 clauses.

【解説】

町が迅速かつ町民の権利保護を前提とした処理を進めるための記録として、町の責任を規定しています。

第7章 町の役割と責務

(意見・要望・苦情等への対応のための機関)

第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

Article 33 – Body for the processing of opinions, requests and complaints

The Town will put in place a body that protects the Rights of and also provides relief to the citizens in the event that governance by the Town causes disadvantage to the area, Simple and quick methods are available for dissolution as a form of resolution.

【解説】

わたしたち町民が、行政から不利益処分を受けたことに対する権利保全のためのさまざまな機関の可能性を考え、規定しています。

第7章 町の役割と責務

(行政手続の法制化)

第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。

Article 34 – Legislating administrative procedure

When the Town as the governing body is making any changes or deleting existing ordinance and regulations, these shall be recorded in the form of an ordinance which is reported back to the Town.

【解説】

二セコ町行政手続条例を参照。

第7章 町の役割と責務

(法令遵守)

第35条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対しては直ちに必要な措置を講ずるものとする。

Article 35 – Observance of law

The Town must observe the laws and act fairly when working under the Machizukuri ordinance and must ensure that transparency remains paramount and that sufficient reporting is in place.

【解説】

違法行為への町の誠意かつ迅速な対応を想定し、職員だけでなく、町全体においても法令遵守するよう規定しています。

第8章 計画の策定過程

(計画過程等への参加)

第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。

Article 36 – Participation in the planning process

(1) The Town will make participation possible in all stages of Town Projects, from the planning stages right through to the execution of the work.

【解説】

町のすべての仕事における町民参加を町の努力規定とし、町は常に参加を意識しながら仕事を進めなければならないことを規定しています。

第8章 計画の策定過程

第36条 計画過程等への参加(2)

2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報
- (2) 代替案の内容
- (3) 他の自治体等との比較情報
- (4) 町民参加の状況
- (5) 仕事の根拠となる計画、法令
- (6) その他必要な情報

(2) The Town, will ensure as outlined above, each stage of a project is treated as per the guidelines below in relation to information sharing with the citizens.

- (i) Information on the demand for the works, the proposal and the source of works
- (ii) Information on alternatives
- (iii) Comparison with other municipalities
- (iv) Provision of conditions that encourage community participation
- (v) Planning and Law inception, that provide a basis for the works
- (vi) Other conditions that are deemed necessary for the project to succeed

【解説】

前項の町民参加における情報共有の方法を具体的に例示しています。「発生源の情報」とは、発生の元となった地域や団体、個人などを特定する情報を指すのではなく、仕事の必要性や原因、要因、理由などの情報を指しています。

(計画の策定等における原則)

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下これらを「総合計画」と総称する。）は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるように不断の検討が加えられなければならない。

Article 37 – Planning and decision making principles

(1) The Town will operate to a system where planning is more synchronized and more comprehensive.

The system will have a solid framework allowing for the realization and completion of a project. (This will be referred to as the master plan). The master plan should follow the outlines presented in this Ordinance and should be governed by constant analysis of progress to achieve results.

【解説】

総合計画は町の仕事の最上位の計画であり、総合計画もまた本条例の趣旨に沿って運営されなければならないことを規定しています。

(計画の策定等における原則)

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

(2) The Town will systematically look at the next project that is in line for planning consideration and compare this with the master plan and aim towards interacted tiered planning.

(i) Plans which comply with the laws and regulations

(ii) Planning in line with Governmental and other municipalities

【解説】

町のいかなる計画も、総合計画との位置付け（関連付け）を明確にしなければならないことを規定しています。

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容

(2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

(3) The Town will as outlined in the two clauses above, ensure that any documentation relating to projects are announced and that the following considerations relating to the advancement in a plan are correctly documented and stored.

(i) All work and the reasons for the work and achievements from the work are documented

(ii) The costs and the period that the work will take place over are clearly documented

【解説】

総合計画や重要な計画を具体的に進めるための手法を規定しています。

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

Article 38 – Procedure for the formulating of the town master plan

(1) The Town will when starting to formulate an important overall plan deciding on the master plan publish the following and seek public opinion.

- (i) Outline details of the plan
- (ii) A schedule for the plan
- (iii) Outline of resident participation in the planning process
- (iv) Any other relevant information

【解説】

計画づくりの着手前からの町民参加を規定しています。

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

(2)The Town will as per the clause above ensure that when a decision is being made in relation to a plan that the details are announced in advance and that public opinion in sort in relation to the topic.

【解説】

パブリックコメントは範囲が広く、総合計画で定める重要な計画すべてが対象となります。特定の事案（仕事）のみを想定しパブリックコメントの方法をとることを規定していません。意見を求める手法については、会議形式、計画の縦覧方式など、案件により柔軟かつ効果的に対応することが重要と考えます。

第8章 計画の策定過程

第38条 計画策定の手続(3)

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(3)The Town will as per clause 2 ensure that any opinions collected and the reasons for adoption or rejection of these opinions are publically notified.

【解説】

意見とは、町民から出された意見であり、無記名などその意見の主体が明らかでない者の意見は取り扱わないこととしています。意見の公表にあたっては、プライバシーに配慮するとともに、わかりやすく要約・整理し、採用の是非を明らかにして公表します。意見提出者には、取りまとめの結果を通知します。ただし、公表及び広報誌に掲載するなどの方法による場合もあります。

第8章 計画の策定過程

(計画進行状況の公表)

第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。

Article 39 – Publishing plan status

The Town will ensure that the progress state of the master plan is publicized once a year.

【解説】

総合計画は町の仕事の最上位の計画であり、まちづくりが計画どおり進められているかどうかを町民に定期的に公表し、政策の評価へ結びつけるようにすることとしています。

(総則)

第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

Article 40 – General rules

The Mayor is to take into consideration the master plan, when and while organizing the Budget.

【解説】

予算は、計画性と即応性といった、相反する二面性を持ち合わせており、これを考慮しながら常に総合計画に即し考えていくことが必要です。

(予算編成)

第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。

Article 41 – Budgetary process

(1) The Mayor is responsible for ensuring that when a budget is being collated, particular attention is paid to the transparency of documentation and that comprehensive reports are created and made available to the public.

【解説】

ここでは、これまで慣習的に公開してこなかった予算ヒヤリング作業などを公開し、予算編成過程の透明性を確保するために規定しています。『もっと知りたいことしの仕事』（予算説明書）はこの規定を基に、発行されています。

2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。

(2) As per the regulation stated in the clause above, any budgetary reports that are created must have the decision process clearly explained.

【解説】

「分かりやすい方法」の具体例として、予算編成会議（夏季開催）、予算編成方針、まちづくり懇談会（広報広聴集会）、各課予算見積書（12月作成）、財政見通し、『もっと知りたいことしの仕事』（予算説明書）などがあります。

第9章 財政

(予算執行)

第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。

Article 42 – Budget execution

The Mayor will ensure that in the interests of maintaining the schedule of works and achieving progress with town works the Budgetary plan will be produced in a timely manner.

【解説】

地方自治法第220条「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び財政状況の公表に関する条例に基づき、予算執行の仕事を進めることを原則事項として規定しています。



公開で実施される予算ヒアリング

(決算)

第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

Article 43 – Result

At year end, the Mayor will ensure final financial results are produced and any large projects that in the financial period have comprehensive supporting documentation that relates to the success of the Project, any outcomes and results that arose from the completion of the project and will publicize this information.

【解説】

「主要な施策の成果を説明する書類」について「課題」、「問題点」、「苦勞した点」などの評価視点や財政分析などを加え内容を充実していくとともに、図書館（あそびっく）への備え付けなど、積極的に公開し、町民に説明していく必要があります。

(財産管理)

第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

Article 44 – Asset management

(1) The Mayor will ensure that the Town's assets are well documented and status information is updated.

Asset usage and their worth shall be evaluated and stipulated in an asset management report.

【解説】

財産の台帳を適切に管理すると同時に、明確な管理計画に基づいた財産管理を進めることを規定しています。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

(2) As per the above clause, asset management is to be clearly documented outlining, the Assets financial worth, asset acquisitions, future asset disposal or acquisitional plans, asset usage, how they are being kept, in order to ensure that regulation outlined is complied with.

【解説】

管理計画は、具体的な財産運用や保全の状況を明らかにするものです。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。

(3) The acquisition and or the disposal of town assets should be in compliance with laws and in compliance with the regulations outlined in clause 1 above.

【解説】

地方自治法第237条から241条「財産、物品、債権、基金」、地方財政法第8条「財産の管理及び運用」、二セコ町公有財産規則に基づき、管理計画を前提とした効率的かつ効果的な財産運用及び保全が必要となります。

(財政状況の公表)

第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況（以下「財政状況」という。）の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

Article 45 – Publicizing of asset status

The Mayor will ensure that in the publication of budgetary documentation and or documentation denoting the status of assets or any district debentures or short-term loans (here forth referred to as Financial Reports) the inclusion or the referral to other related laws and regulations is clearly denoted and conclusions relating to these laws and regulations are shown.

【解説】

財政状況の公表については、地方自治法第243条の3第1項「財政状況の公表等」及び財政状況の公表に関する条例において、基本的事項が規定されています。数値の羅列ではない、わたしたち町民にとって意味のある決算情報の公開を目指します。

(評価の実施)

第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。

Article 46 – Evaluation practice

(1) The Town will ensure constant evaluation under the revised Machizukuri process in order to evaluate the advancements made under the Machizukuri process.

【解説】

「まちづくりの評価」とは、まちづくり全体について、特に総合計画を柱とする各種計画の運営全般を評価することです。

2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。

(2) The Town will include the general public in its appraisals.

【解説】

町民参加による評価手法を基本とすることを規定しています。評価方法は社会情勢や町民意識に即応していきませんが、常に町民参加の手法を取り入れることが重要と考えます。

(評価方法の検討)

第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。

Article 47 – Evaluation method analysis

The evaluation process mentioned in the previous article is to ascertain comparisons of the progress made under the Machizukuri process; this evaluation process should continue to make improvements to current methods.

【解説】

具体的な評価の手法は、社会情勢や町民意識に即応していくため、常に改善していくことを基本としています。

(町民投票の実施)

第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。

Article 48 – Execution of referendum

The Town can propose a Ballot in order to seek citizens' opinions on important works for the Town.

【解説】

町民投票は住民意思確認のための最終手段として位置付けています。まちづくりは、情報共有と住民参加の実践が大切です。

第11章 町民投票制度

(町民投票の条例化)

第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。

Article 49 – Public referendum ordinance

(1) In the case where opinion is sort by referendum, voting rights for the citizens are determined by independent ordinances that relate to the work in question.

【解説】

町民投票は、事案によりその内容が多種多様であることが想定されます。その中で投票結果をより有効に機能させるため、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することとしました。また、投票資格者は、常に法律で認められる参政権者のみとは限らず、子どもが投票資格者になることも想定しています。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

(2) As per the above clause and in relation to the handling of the results of a referendum the Mayor will clearly state the way in which the results of the referendum are handled in advance.

【解説】

わたしたち町民の間で事前の論議が十分に尽くされることが大切ですが、最終手段として住民投票が行われる場合には、町長があらかじめ投票結果の取り扱いを明らかにしておきます。このことにより、わたしたち町民が投票結果の扱われ方を事前に承知したうえで投票に臨むことができ、投票結果を有効なものとするができると思っています。結果をどう扱うかについては、都度、条例で具体的に定めることとしています。

(町外の人々との連携)

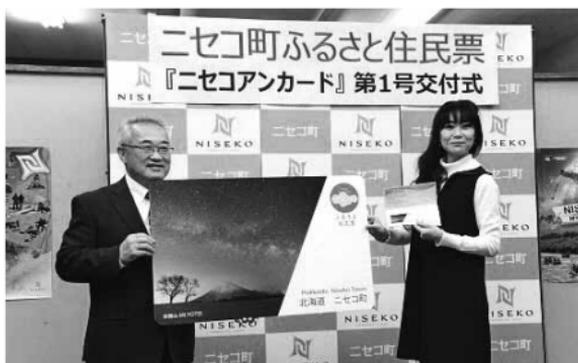
第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。

Article 50 – Co-operation with people outside the town area

We the Citizens will openly encourage exchange with people outside the community for social, economic, cultural, educational, artistic, sporting and environmental endeavours in the interests of community enhancement. (Machizukuri)

【解説】

さまざまな分野からニセコに関心のある町外の人々を「ニセコファン」と位置づけています。「ニセコファン」は町民が気づかない（見落としている）視点を持っており、そうした知恵や意見を有意義に活用する旨を規定しています。



ふるさと住民票「ニセコアンケート」第1号交付式の様子

第12章 連携

(近隣自治体との連携)

第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。

Article 51 – Cooperation with neighboring municipalities

The Town will adopt methods that involve further cooperation with neighboring municipalities in the interests of information sharing resulting in better understanding.

【解説】

近隣自治体間での情報共有を図り、さまざまな分野（医療、福祉、教育、衛生、消防、農業、環境、観光など）で総合的視点に立った連携を図る必要があります。新たな自治の仕組み（広域連合などの活用）の検討、実践も視野に入れています。

第12章 連携

(広域連携)

第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。

Article 52 – Broad spectrum cooperation

The Town will actively seek cooperation with other municipalities, the nation and other decision making bodies.

【解説】

さまざまな分野で状況に応じた広域連携を進める必要があります。



平成26年5月に行われた環境自治体会議の様子

第12章 連携

(国際交流及び連携)

第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。

Article 53 – International relations and cooperation

The Town realizes that in the interests of further development in the area, internationality is an important to factor. International relations and cooperation with international sources will be encouraged.

【解説】

住民自治の考え方は、世界各国の自治体においても、まちづくりのための重要な柱として位置付けられています。



国際交流推進協議会イベントの様子

(条例制定等の手続)

第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

Article 54 – Procedure for ordinance enactment

(1) When creating or changing ordinances that relate to Machizukuri, the Town will seek participation and opinions from the public at all times; however, this does not apply if the following apply.

(i) When it is found that there is a related Law or Ordinance that can be altered, then there is no requirement for policy judgment

(ii) When a simple wording change to an Ordinance is made that does not affect the overall meaning of the Ordinance

(iii) As per clause 2 above, when a person, denoted hereafter as the proposer, submits a bill of change in relation to an ordinance and policy judgment is deemed unnecessary

【解説】

まちづくりに関する条例の制定や改廃について参加や意見を求めます。条例についても計画策定と同様に今後のまちづくりを左右することから、厳格なパブリックコメント手続きを規定する必要があります。第1号から第3号は、必要最小限の例外規定として設けています。

第13章 条例制定等の手続

(条例制定等の手続)

2 町は、前項（同項ただし書きを除く）により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。

(2) The Town shall publicize proposed ordinances based on the prior paragraph (except in the case of minor changes to the provisos) in advance and seek public opinion relating to the content.

【解説】

条例についても計画策定と同様に今後のまちづくりを左右することから、事前に条例案を公表する必要があります。

3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(3) In response to the public participation outlined in the preceding paragraph, the Town shall publicize the result and reasoning behind an ordinance being either enacted or rejected.

【解説】

意見の公表にあたっては、プライバシーに配慮するとともに、わかりやすく要約・整理し、採用の是非を明らかにして公表します。意見提出者には、採否の結果及びその理由を通知しますが、広報誌に掲載するなどの方法によることもできます。

4 提案者は、第 1 項に規定する町民の参加等の有無（無のときはその理由を含む。）及び状況並びに、第 2 項で求めた意見の取扱いに関する事項を付して、議案を提出しなければならない。

(4) A proposer, as stated in clause 3 above, must present a bill detailing whether or not public participation in the change of ordinance is required. (Reasons for not requiring public participation must be stated clearly by the proposer.)

【解説】

議案提出の際に住民参加の状況を明示することにより、町民及び議会双方への説明責任を果たします。参加がない時も明確な理由を明示し、透明性を確保（恣意性を排除）します。

第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

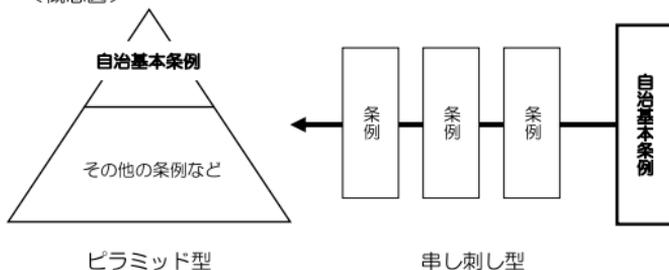
Article 55 – Positioning of this Ordinance

Other Ordinances rules and regulations have allowed for the introduction of the Machizukuri ordinance and in Order achieve results, this ordinance and its related clauses must be closely adhered to.

【解説】

本条例が「自治基本条例」として、すべての条例の基盤となることを規定しています。条例に上下を設けることの是非については、「教育基本法の教育原理が他の教育法令の運用・解釈を拘束するもの」とした最高裁の判例（昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）で公認されたと考えています。

<概念図>



第14章 まちづくり基本条例の位置付け等

（条例等の体系化）

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

Article 56 – Ordinance systemization

The Town in the recognition of this ordinance will ensure that educational, environmental, welfare and Industry ordinances are established independently within their field of distinction. Development of other Ordinances, regulations are to occur as deemed necessary.

【解説】

各種基本条例制定の範囲は、二セコ町が重要と判断する分野すべてが対象となります。各種基本条例を中心として町のきまりを体系化することにより、まちづくりの仕組みの全体像がわたしたちにとって分かり易いものとなるようにします。

第15章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。

Article 57 – Analyses and reviews of this ordinance

(1) The Town will review this ordinance in periods not exceeding 4 years after its enactment. The suitability of this ordinance and its structure to Niseko Town will be decided during these reviews.

【解説】

本条例は「育てる条例」として位置付けます。育てること（定期的な条例の見直し）は、時代経過による条例の形骸化を防止し、町民が本条例に関心を持ち続ける動機付けが重要です。条例本来の機能（町民の権利保護）が期待されたとおり作用しているかどうか検証することができます。

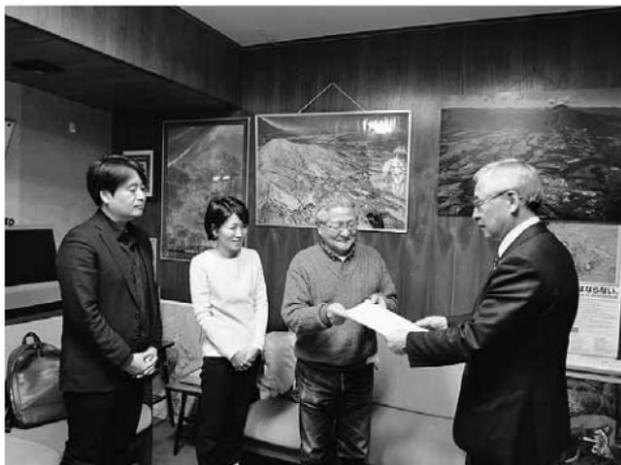
第15章 この条例の検討及び見直し

2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。

(2) The Town will in accordance with the clause above, ensure that requests and measures are made for a review on this Ordinance and the Machizukuri system and the results are thoroughly reviewed.

【解説】

条例の見直しと同時に、諸制度の見直しも実施し、本条例の実効性を常に担保していくことが重要です。



まちづくり基本条例検討委員会による
見直しに関する答申（第4次改正）

「私たちのまちの憲法」

The Constitution of Our Town

ニセコ町 企画環境課

Niseko Town. Planning Division

〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 47 番地

TEL 0136-44-2121 FAX 0136-44-3500

Email kikaku@town.niseko.lg.jp

HP <https://www.town.niseko.lg.jp/>

2011 年発行

2014 年改定

2018 年改定



ニセコ町まちづくり基本条例ホームページ